

枚方市規則第 8 号

枚方市男女共同参画に関する意見等の申出に係る手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員の選任)

第2条 男女共同参画の推進に関することについての調査を委託するために置く男女共同参画推進専門委員（以下「専門委員」という。）は、男女共同参画及び行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

(専門委員の責務)

第3条 専門委員は、公正かつ中立に職務を遂行しなければならない。

2 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(意見等の申出の方法等)

第4条 条例第14条第1項の規定による申出（以下「意見の申出」という。）及び同条第2項の規定による申出は、書面により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、口頭により行うことができる。

2 市長は、前項ただし書の規定による口頭による申出があったときは、その内容を書面に記録するものとする。

(調査の実施)

第5条 市長は、意見の申出を受けたときは、速やかに、専門委員に対し、当該意見の申出についての調査を委託するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意見の申出が次に掲げる事項に該当する場合は、調査を実施しないものとする。この場合において、市長は、当該意見の申出をした者（以下「申出人」という。）に対し、調査を実施しない旨を、理由を付して、書面により通知するものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び裁判所の判決又は決定に係る事項
- (2) 不服申立てを行っている事案及び不服申立ての裁決又は決定に係る事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により対応すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項
- (5) 議会に請願を行っている事案に係る事項
- (6) 専ら私人間の争いであると判断される事項
- (7) 専門委員の職務に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項

3 市長は、第1項の規定により調査を委託したときは、申出人に対し、その旨を、書面により通知するものとする。

4 専門委員は、第1項の規定により調査を委託された事項について、必要に応じて、枚方市男女共同参画推進審議会に意見を聴くものとする。

(市長への報告)

第6条 専門委員は、前条第1項の規定により調査を委託された事項について、調査を終えたときは、その内容を市長に報告するものとする。

(対応の通知)

第7条 市長は、申出人に対し、前条の規定による報告を受けて講じた措置等について、書面により通知するものとする。

(調査の概要の公表)

第8条 市長は、毎年、意見の申出について実施した調査及び市長が講じた措置の概要を公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則[平成22年3月31日公布]

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(枚方市専門委員設置規則の一部改正)

2 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

不動産取得等評価委員	2人以内	不動産の取得等に係る評価に関すること。	財務部管財課
------------	------	---------------------	--------

」

を

「

男女共同参画推進専門委員	2人以内	男女共同参画の推進に関すること。	市長公室人権政策室
不動産取得等評価委員	2人以内	不動産の取得等に係る評価に関すること。	財務部管財課

」

に改める。